

そらぞら

2006.12

No. 19



「この人(6ページ)」のエクパット・ジャパン関西が作成した教材「SAFEプログラム」を使った授業風景。豊中市立西丘小学校にて。

もくじ

特集

2 家庭における人権侵害を考える

川喜田好恵さん(大阪府立女性総合センター)／柴尾慶次さん(特別養護老人ホーム フィオーレ南海)

人権随想

4 家族間暴力について考える

～いのちを愛しむ関係であるためにできること～

友田尋子さん(大阪市立大学医学部看護学科)

このひと

6 子ども買春・子どもへの虐待をなくすために

園崎寿子さん(エクパット・ジャパン関西)

NPO・草の根活動

7 八尾柏原精神障害者福祉を考える市民の会

(きゃらふるやおかし)

泉佐野市「劇団つるはら」

8 人権相談の現場から

「障害者に関する相談」「高齢者に関する相談」

9

シリーズ 「人権問題に関する府民意識調査」からみた啓発の課題③

奥田均さん(近畿大学人権問題研究所)

10

大阪府では… 大阪府立国際児童文学館

11

お知らせ

12

まちを歩く【第15回】

大塩平八郎終焉の地碑

人権啓発詩

「友達と一緒に」

12月10日は
「人権デー(Human Rights Day)」
12月4日から10日までは「人権週間」!!

12月10日は「世界人権宣言」の第58回目の誕生日です!

家庭における人権侵害を考える

社会の最少単位の家族。「安心」して過ごせるというイメージがある集団としての「家庭」でも、暴力や虐待などが起こっています。

今号では、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と略）と高齢者虐待について取り上げ、「安心」して過ごせると思っている家庭の中で起こる人権侵害について考えたいと思います。

DVの背景にある家族幻想と家族単位の政策を見直す



かわきた よしえ
川喜田 好恵さん
大阪府立女性総合センター
企画推進グループ
コーディネーター（相談担当）

DVの本質は「支配とコントロール」

内閣府の調査（「男女間における暴力に関する調査」2005年実施）によると、「配偶者から身体的暴力を受けたことがある」という女性は26.7%にのぼります。この調査は身体的暴力についての調査のみですが、ドメスティック・バイオレンスは殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、「悪態をつく」「人とのつきあいを制限する」「お金に触らせない」「性的な行為を強要する」

なども暴力といえます。

それでは、なぜこれほどまで女性に対する暴力が横行するのでしょうか。私は、DVの本質は「支配とコントロール」であり、背景には「家族とは素晴らしいものだ」という家族幻想と、「男は稼いで家族を守り、女は家で家族を支えるもの」という性別役割分業意識があるからと考えています。家事・育児だけではなく、夫の機嫌をとるのも妻の仕事とされてきました。

また、日本文化の中では男女でストレス解消の方法が違います。イライラした時、弱いものへの暴力で発散する男性は少なくありません。生まれつきではなく、そのように「育てられる」のです。

家庭のなかに人権が届いていない

現在の日本に家制度はないはずですが、その影響は残っています。社会の最小単位は「家族」であり、さまざまな社会制度や政策は家族を基本として考えられていて、多くの人が

家族や家庭に対して「温かい」「安心」といったイメージを抱いています。けれども家族の構成員のなかに「家族なのだから何をしてもいい」と考える人がいれば、力のない女性や子どもなどにとって家庭は最も危険な場所となります。多くの相談を受けるなかで、家庭の中に人権が届いていないのを痛感しています。

さらに、「家族とは温かく安心できるもの」という“家族幻想”が被害を覆い隠してしまう面もあります。殴られた妻が周囲に訴えても、「あなたが我慢すれば、やり方を変えれば、彼もそんなことはしないはず」と妻を説得したりして、被害を訴えにくくしてしまうこともあります。長い間暴力にさらされた女性は思考すること自体をマヒさせられたり、無力感に陥ったりし、自立して生きていく自信がもてず、「夫が変わってくれさえすればやっていける」と夫の変化を期待してしまいがちです。けれども残念ながら、暴力をふるう人が自ら反省し、変わることはほとんどありません。

「誰もが同じ重さの人権をもっている」という前提を

暴力をふるわれながらも別れられない背景には、男女間の賃金格差やDV被害者に対する支援体制の不備といった社会の問題があります。また、日本は、OECD（経済開発協力機構）が2006年7月に発表した調査（「日本に関する経済審査報告書」）で、貧しい子どもの率が14%と報告され、OECD加盟国の中でも貧富の格差の割合が高い結果となっています。親の収入が子どもの生活に大きな影響を与えてしまうのです。このようなことから、女性一人では子どもに十分な生活や教育を保障してやれないと考え、暴力に耐えている母親が数多くいます。DVを解決するためには、被害女性の精神的サポートと同時に自立を支援する社会システムが不可欠です。加害男性が法的な枠組みの中で更生プログラムを受けることを義務づけるなどの取り組みも求められます。そのためにも意識と制度の両面において「誰もが同じ重さの人権をもっている」という前提に立ち、家族のあり方や社会政策を見直すことが必要だと考えます。

虐待予防の鍵は「地域あげての認知症ケア」

介護保険制度によって変化した虐待の内容

「高齢者虐待」とひと口に言っても、その内容は社会状況などによってさまざまに変わります。1996年に大阪高齢者虐待防止研究会が行なった全国調査によると、「虐待をしている人」「虐待を受けている人」とともに8割が女性でした。ところが介護保険制度導入後の2003年の全国調査（厚生労働省の委託により医療経済研究機関が実施）では「虐待をしている人」の49.9%が男性で、49.8%が女性であるという結果が出ました。これまで、女性が「嫁だから」「妻だから」と介護を一人で引き受けていましたが、介護保険を使うことによって、介護の負担をうまく調整した結果、女性の比率が減ったのではないかと思います。しかし一方で、2003年頃から構造不況が始まり、中高年男性のリストラが大量に発生しました。職を失った息子が両親の年金めあてにパラサイトし、介護サービスを使わせないという、いわゆる「パラサイト型虐待」が出現し始めたことも男性の比率を上げた要因ではないかと思えます。

虐待は「力の構造」のなかで起こる

従来から男性介護者の課題は指摘されてきました。子どもの頃から家事を担わされる女性と違って、男性は生活訓練を受けていません。そういう男性がいきなり介護を引き受けると、慣れない家事をしながらやったことのない介護をするという、ふたつの課題に直面します。しかも男性は仕事と同じように日課どおり介護をしようとする傾向があります。

しかし、介護の必要な人の多くは認知症で、日課を理解できません。自分の段取り通りの介護ができない時、そこで介護者にストレスが生じ、殴ってしまうのです。96年の全国調査では、義理の関係である「嫁」が介護を放棄するというネグレクトが特徴的でしたが、03年の調査では男性介護者の増加とともに心理的・身体的暴力が50%を超えました。このように、社会的背景や家族状況などさまざまな要因が絡み合い、虐待する人も内容も変わります。ただし、人が二人以上集まれば力関係が生じ、相手を一人

の人間として対等に扱わない、その「力の構造」のなかで虐待が起きるといった構図は共通しています。

認知症を“神様からの贈り物”ととらえて

また、介護保険制度は家庭のなかに入っていきサービスが格段に増やしました。これは家の状況を社会的に知られることを意味します。そのことにより、実際に悪質業者が高齢者の家庭に入り込み、大変な経済被害が出ていることがわかってきました。こうした被害も「虐待」ととらえ、被害に遭いそうな高齢者の保護、財産保全を即座に行なえる体制を整える必要があります。

さまざまな形の虐待を挙げましたが、いずれも認知症に対する正しい知識とケアを学ぶことによって多くが解消されます。

「虐待をなくそう」と思えば大変ですが、介護者のサポートも含めて、虐待をしないですむ「具体的で取り組みやすい課題」に置き換えれば、それほど難しいものではありません。

認知症に対するイメージはとてもネガティブですが、死に直面する高齢者が、死への恐怖感とつき合うための“神様からの贈り物”かもしれない、とみてもはどうでしょうか。今後、独居の高齢者は400万人とも500万人ともいわれています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で認知症ケアに取り組む時代だと考えています。



しば お よしつぐ
柴尾 慶次さん

特別養護老人ホーム
フィオーレ南海 施設長

「家族」が社会の単位である以上、性別や年齢、経済的な関係など力の強弱という社会的な構造からまったく無関係ではありません。家庭における人権侵害に取り組むには、その構造を考えながら家庭で起こっている問題を人権の問題として問い直していくことが必要ではないでしょうか。



ともだ ひろこ
友田 尋子さん
(大阪市立大学医学部
看護学科教授)

家族間暴力について考える

～いのちを愛しむ関係であるためにできること～

●家族間暴力

共同で生活する場、すなわち家庭内の、人間にとって最も安全の感覚が満たされるはずの空間で、親密な間柄で起こる暴力が家族間暴力です。「法は家庭に入らず」とされ、「夫婦げんかは犬も食わぬ」と痴話喧嘩扱いられた長い歴史を経て、これらの実相が明らかにされつつあります。次第にエスカレートする暴力に、被害者となった人は自分の言動や感情を反省したり、逃げ出すチャンスを失ったり、無力感に陥ったり、幻想を抱いたり、破綻していきます。そしてついには、逃げられない暴力の構造にはまっています。

人々は、逃げることでできなくなった被害者に追い打ちをかけるように、「逃げないあなたが悪い」「親を困らせる子ども」「加害者を怒らせた一言が問題」と、暴力をふるわれる側の問題として片づけようとしています。

また、女性に期待される役割は人々の意識の中に深く浸透し、人々の行動を縛っています。そうした社会に生きる女性たちのなかには、暴力によってずたずたに傷つけられ、暴力に支配される関係から抜け出したいと願いながらも、自分が夫から暴力を受けていることを他人に言うことができない恐怖を感じています。虐待を受け続け存在を否定され続けても、子どもたちは親から逃れて家庭以外の場での生活を求めることはありません。それどころか、親による自身への虐待行為をかばいます。

●背後にある問題

家族間暴力は、喧嘩の延長のように「たまたま相手を殴ってしまった」といったものではなく、家庭という私的な場における、支配―被支配の権力関係を悪用したものです。

また、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」と略)は男女の社会的な関係に根ざした暴力であり、背景には男女の社会的な不平等の問題があります。私たちが生きる社会のありようは、力を持つものが自己の情緒的な問題を自分で処理できないとき、その立場を利用して力を持たない者に暴力を振るうことを容認する機会が多いように思われます。例えば、施策決定からの女性の排除、賃金格差の存在など、女性が男性と同等の力をもつことができないような社会のしくみが、DVを容認しているといえます。DVを生み出す社会的・文化的・経済的要因を追究し、それらを根底から変える施策が緊急にとられなければ、DVの解決への方法はないと断言できるほど、この問題は社会構造と深くかかわっています。社会的地位や経済力など、優位にあるものからの暴力を容認する社会、言い換えれば男性が女性を支配することを容認し支える社会の構造が、この問題の根底にあるからです。性差別社会という社会構造から目を背けたDVへの解決援助・防止はありえないということを知っておくことは重要なのです。

●暴力が及ぼす影響

暴力の被害は、差別という問題だけにとどまりません。身体を傷つけ、時にいのちを奪うものです。暴力は、身体だけでなく心に深い傷を与える健康問題です。1993年の民間調査では、DV被害者の半数以上の女性は夫からの暴力によってけがをし、医療機関を受診していました。2002年の内閣府調査では、女性の約20人に1人は夫から命の危険を感じる暴力を受けたことがあると答えていました。子どもの虐待では、顔や頭部を殴打される事が多く、頭部外傷のほか、身体のあらゆる箇所に傷を受け、

同時に怒鳴る、説教をする、罵る、脅す^{おどか}といった心理的虐待を受けています。性的暴力もかなりの頻度で行われています。親の気分次第で食事が与えられたり与えられなかったりとネグレクト状態も少なくなく、このような行為を受けていると人間の身体には、全身にさまざまな症状や疾患^{しん}が現れます。最悪の場合は死に至りますが、死に至らないまでも身体に障害を残す場合も少なくありません。

このように、暴力が健康に及ぼす影響には、けがなどの身体的影響のほか、うつ、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの主に精神的影響、さらには長年にわたり人間としての価値を否定され続けられたことによる性格や対人関係の変化などがあり、日常生活にも影響を及ぼしていくのです。

●いのちを紡ぐ^{つむ}

家族間暴力の被害は、直接の被害者だけが受けるものではなく、家族の構成員にも身体的・精神的影響を及ぼす場合があります。また、DV環境下で恐怖と不安を抱えながら暮らしているのは当事者の女性だけではなく、子どもも同様です。DV環境下の子どもへの影響は発達に大きく影響を及ぼし、将来にわたりその影響は続く場合が少なくありません。母親の殴られ罵られている現場を目撃することは、子どもにとって心理的虐待被害であることが、2004年に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」に明記されました。家族間暴力を加害・被害問題としてとらえるだけでなく、世代間の暴力連鎖の問題としてとらえる必要性がわかってきたのです。

子どもたちの目の前で展開される暴力被害を終わらせ、暴力を目撃した子どもたちにケアしなければ、また次の暴力関係が生まれます。暴力問題を通して、どのようにす

ればわれわれは温かく穏やかな社会を、対人関係を形成していくことができるかが、私たちに問われているのかもしれない。子どもたちが伸びやかに成長・発達するために、家庭の心身の健康が保たれることは必要不可欠なのです。予防的観点からいっても、暴力環境に子どもを置かないようにすれば、子どもが将来に加害者や被害者になる可能性を減らすことができます。一人ひとりの活力を引き出し、さまざまな価値観や異なった性格をもつ個人が、他者と共に生きる営みのなかで個性を表し、自己のアイデンティティを確立していく場が家庭であることは想像に難くないはずです。

生命に対する畏敬に基づく他者との共存・共生を可能にする家族の再生を信じ、隣同士の家族にアンテナを向けることは「侵害」ではなく人間への「愛慕」であり、家族間の垣根を越えて育ち合うことは家族間暴力への解決支援や予防になるのです。

■文献紹介

1. 友田尋子編訳、『保健医療のためのDV対応トレーニング・マニュアル』（解放出版、2005年）

アメリカ・Family Violence Prevention Fondが作成したマニュアルを日本版として翻訳。保健医療関係者がDVは健康問題であると認識し、保健医療ケアとして被害者支援のための介入方法について包括的、実践的にまとめ、さまざまな背景や技量をもつ指導者が受講者に対して教育するための論点や流れ、方法および教材に関する内容、教育実践するための準備、基本的なトレーニングのコツについてもまとめられています。CD-ROM付き。

2. 友田尋子著『暴力被害者と出会うあなたへ DVと看護』（医学書院、2006年）

暴力被害者援助の前提となる知識と情報、介入の基本を体系的に解説しています。DVとは何か、DVが心身の健康に及ぼす影響、またDV被害者をどのように発見し、どのような社会資源に結びつけるか、暴力被害者援助の前提となる知識と情報、介入の基本を体系的に解説し、多忙な臨床の場でも実践可能な援助を考えていきます。

用語解説

●ネグレクト (Neglect)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、子育てや介護などを行っていない家族が、それを放棄または遺棄し、子どもや高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させていること。例) 衣食住を与えない、学校へ行かせない、必要とされる介護や医療サービスを理由もなく制限したり、使わせないなど。

●PTSD (心的外傷後ストレス障害) (Post-Traumatic Stress Disorder)

大きな苦悩を引き起こすような脅威的で破局的な出来事、たとえば被害の大きな自然災害や悲惨な事故、犯罪や戦争などに遭遇すると、数週間から数ヶ月後に、さまざまな「症状」が出てくる。そのような反応をPTSD (心的外傷後ストレス障害) という。PTSDを抱えた人は、その出来事に関連するものを避けようとする。症状としては、孤立を感じたり、将来に対する希望がなくなったりする。また、原因となった出来事に関連する体験によって急激に恐怖やパニックが引き起こされたり、年度もその出来事を夢に見て、不眠・動悸などの症状が表れることがある。



その ざき とし こ
園崎寿子さん

(エクパット・ジャパン関西共同代表)



子ども買春や子どもへの虐待をなくすために

子ども買春を日本の中から変える

90年代初め、先進国の男性がタイやフィリピンなどアジアの国々で子どもを買春していることが国際的な問題となった。こうした子どもたちに対する性的虐待・性的搾取さくしゆをなくそうと「アジア観光における子ども買春根絶国際キャンペーン」が始まった。英語の頭文字をとって「ECPAT(エクパット)」と呼ばれ、ネットワークは30ヶ国に広がっている。

日本では92年に「エクパット・ジャパン関西」が設立された。森実さん(大阪教育大学教員)らとともに共同代表を務める園崎寿子さんは、「アジアの貧しい子どもたちのために何かをしようというのではなく、買春する男性を送り出している、いわば加害国としての日本を中から変えていこうというのが一貫した姿勢です」と話す。

子ども買春やポルノに「虐待」の視点がない

設立当時、園崎さんはアジアの貧困問題に関心を抱き、10年間の教師生活にピリオドを打ってフィリピン大学への留学を決めたところだった。大学の先輩である森さんに現地のNGOとの橋渡しを頼まれたのがエクパットとの出会いである。さまざまなNGOを訪ね歩き、活動のレベルの高さや取り組む人々の情熱に驚いた。

「被害を受けた子ども自身が声を挙げ、立ち上がっていけることを重視したサポートを目の当たりにして感激しました」

アジアの貧困を解決するための支援活動を模索するための留学だったが、「日本人がやれることといえばお金を送ることぐらい。それよりも子ども買春の問題を通じて自分たちのあり方を変えようという森さんの考えに共感して、私自身もエクパットの活動を中心にするようになったのです」

地道な活動が功を奏して、99年に「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立、施

行された。「ひとつの成果ではありましたが、一方で子ども買春に対するとらえ方がまだまだゆるいことを痛感しました。日本で買春といえば少女の性非行というとらえ方をされてしまいます。児童ポルノも“わいせつ物”というとらえ方ばかりが問題にされ、大人が子どもを利用しているという、子どもへの虐待という本質が置き去りにされているのです。被害に遭った子どもへのフォローもできていません」

子どもの話を聴けるおとなに

性虐待はもちろん、子どもに対するあらゆる人権侵害をなくすためには、人々の意識を変えていく働きかけも欠かせない——。そう考えたエクパット・ジャパン関西は、2005年に「SAFEプログラム」を作成した。子ども自身が自分を守るためのスキルを身につける、イラストボード型の教材である。教師が行うことを原則としているのは、教師自身にも子どもが抱えるしんどさを目を向ける意識をもってほしいという思いからだ。「私たちは何よりもまず、子どもの話を聴けるおとなにならなくては」と園崎さんは力をこめる。

NGOの運営は決して楽ではない。しかし、ヒューライツ大阪の「国際人権教材奨励事業AWARD2006」に選ばれるなど、取り組みを支持する声は多い。

「エクパットで自分のものの見方が大きく変わりました」「この教材をひとりでも多くの教師や子どもたちに使ってもらい、いやな思いをしたら声を挙げてほしいんだよと伝えていくのが当面の目標です」と、園崎さんは言葉をしめくくった。

【事務局】〒540-0012 大阪市中央区谷町1-6-4
天満橋八千代ビル10階 オフィスオルタナティブ内
FAX : 06-4790-6250 E-mail : ecpatjk@nifty.com
ホームページ : <http://homepage3.nifty.com/ecpat/>

NPO・草の根活動**八尾柏原精神障害者福祉を考える
市民の会 ～きゃらふるやおかし～**

「八尾柏原精神障害者福祉を考える市民の会」(通称 きゃらふるやおかし)は、1997年7月に発足し、来年2007年に、活動10周年を迎えます。八尾・柏原では、きゃらふるやおかしの愛称で親しまれていますが、この愛称は、会員から公募により決められました。やおかしとは、その言葉の通り、八尾と柏原を指しています。きゃらふるとは、「カラフル」+「キャラクター(人・個性)がフル(たくさん)」のことで、たくさんの人が集まって、色とりどりの個性を咲かせているイメージを表したものです。

きゃらふるやおかしでは、精神障害者の生活支援を考えた、すべての人がいきいき輝いて豊かに暮らせる地域づくりをめざしています。きゃらふるの会員は、現在約200名いますが、きゃらふるという愛称どおり、当事者の方もいれば、福祉にたずさわってない方がいたり、「きゃらふる」だからこそ、幅広い視野で考えていける面白さがあります。障害のある人もない人も、誰もが安心して、ありのままの自分がだせ、尊重し合える、そんなホカホカした社会を実現できたら、ステキだと思いませんか。

精神病の発症率は、統合失調症で、100人に1人がかかると言われていて、精神科に通院していなくても、服薬等の経験がある方を合わせると、発症率はもっと高くなるでしょう。八尾・柏原の人口、約36万人の中には、精神障害をもつ市民が約3500人生活されています。その内、約900人は入院中ですが、その中の3割の方は、何らかの条件が整えば、退院して地域で生活できるという統計があります。

きゃらふるやおかしでは、過去に精神障害者に対するイメージについてのアンケートを実施したのですが、その結果は、「危険」「孤独」「怖い」というものでした。報道等を見ても、「精神科通院歴が」とか「精神鑑定へ」という見出しをよく見かけますが、犯罪検挙者に占める精神障害者等の割合は、わずか0.1%なのです。地域の中には、まだまだ、誤解がたくさんありますが、きゃらふるの活動を通じて、地域との相互理解を深めていきたいと考えています。

最後に、きゃらふるの主な活動としましては、

- ①2ヶ月に1回の運営委員会
- ②月1回の定例会
- ③啓発イベントの開催、サポート
- ④機関紙の発行

があります。今後も、地域のニーズに応じて、アイデアを出しあいながら、きゃらふるにパワフルに活動していきたいと考えております。これからも、きゃらふるやおかしをよろしくお願ひ致します。

泉佐野市「劇団つるはら」

私たち「劇団つるはら」の歴史は古く、識字学級に端を発します。1963年隣保館完成に伴い開講した鶴原識字学級も、1990年の国際識字年とともに大きく発展し、学級生は40名を超えるようになりました。

毎日仕事や家事で疲れているものの、識字学級へ通い勉強するなかで、「どうして高齢になってから勉強するんや」、「それは差別のために文字を奪われたからや」、「みんなで差別をなくすための活動をやろう」ということで、識字学級生みんなで話し合い、劇団を結成して人権啓発活動に立ち上がりました。

ちょうどそんな時、第42回全国同和教育研究大会が開催され、鶴原識字学級生も参加し、他府県の参加者の解放のオガリ*を見て感激しました。「わしらも頑張るぞ!」と帰ってきてからそれぞれ生き立ちを作文に「解放のオガリ」の台本を作って活動を始めたのです。

「解放のオガリ」として近隣地域の小・中学校、人権関係の集会などで1年間に12回公演してきましたが、1992年に関係各方面から激励や感動の言葉をいただき、それにこたえるためにも「もっと本格的な劇にして、人権啓発活動を積極的に進めよう!」と「劇団つるはら」を結成して、活動を続けてきました。以後、2002年まで7作の劇で公演してきましたが、その中には、泉佐野市の文化ホール大ホールでのこけら落とし記念公演や大阪城特設舞台での公演などもありました。

現在は、小・中学校の子どもたちへ紙芝居を使って、実体験を交えながら戦争の恐ろしさ、生命の大切さや他人への思いやりの気持ちをわかってもらうための活動など、一生懸命頑張っています。また、仕事に就くことのできない若者にやる気を起こさせる取り組みを計画しています。

これからは若い世代との交流を通じて、私たちが築き上げてきた財産を引き継いでいけたらと今日も頑張っています。

*オガリ…「オガリ」とは、識字に関わる人々が、自らの経験や思いを語る群読や構成詩のことである。



人権相談の現場から

障害者に関する相談(知的障害者への家族からの虐待)

相談 在宅の知的障害者が家族に年金証書等を取り上げられ、働かされている状況に我慢できず、家を飛び出して、近くの入所施設に助けを求めた。本人は、非常におびえている状況であり、助けを求められた入所施設からどのように対応したらいいかという相談が入った。

対応 本人が家族を怖がっている状況なので、本人の気持ち、安全を第一に考えて、緊急

避難としてショートステイ先を確保した。家族への対応について、関係機関とともに話し合い、本人の障害基礎年金証書を家族に返還してもらった。

今後については、ショートステイでつなぎ、落ち着き先としては入所施設を探していく等、各機関が連携しながら具体的に対応していくこととした。

また、本人の権利が再度侵害を受けないように成年後見制度^{*1}を活用していくことを検討することにした。

高齢者に関する相談(高齢者への虐待 ー経済的・心理的・放任ー)

相談 息子家族と同居している高齢者が、虐待をうけていると近隣住民から保健師に連絡があった。息子は年金を管理しているが、食事もきちんと与えておらず、なおかつ高齢者名義で借金しているとのことであった。

保健師は、高齢者への虐待であり、保護の緊急性も高いと判断し、行政とも相談の上で、措置で特別養護老人ホームへ入所の手続きを進めたが、今後の生活の安定を図るため、金銭面の対応についてどのようにしたらいいかとの相談を受けた。

対応 「専門相談」として、弁護士相談を行い、「年金の取り戻しについては、息子と交

渉の後、高齢者へ返還のない場合は年金の振込先を変更する。債務整理については、総額を確定させた後、破産もしくは任意整理を選択する。」という助言がなされた。結局、弁護士に依頼し、破産手続きをとって債務については整理できた。その後、年金も取り戻すことができ、地域福祉権利擁護事業^{*2}を利用しながら、特別養護老人ホームで安定した生活をおくっている。

今回のケースのように、家族からの虐待は相談者からの訴えもなく、早期発見が課題である。債務が整理されたことで息子との関係も良くなり、本人のもとに面会にも来るようになった。

相談先

大阪後見支援センター 大阪市中央区谷町7-4-15 (大阪府社会福祉会館2階)
電話 06-6764-5600 月～金曜日 10時～16時(祝日、年始、年末除く)
(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護に係わる相談等)

用語解説

※1 成年後見制度

認知症高齢者など判断能力が十分でない方の、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービス、施設への入退所などの契約行為などを本人に代わって、法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し権利が守られるよう支援する制度。

※2 地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を対象に、自分ひとりで契約などの判断をするのが不安なときや、お金の管理に困っているときなどにお手伝いすることで、住みなれた地域で安心して生活が送れることを目的とする事業。問合せ先は、市区町村社会福祉協議会等。

シリーズ

「人権問題に関する
府民意識調査」から
みた啓発の課題③



忌避意識克服へのヒント

おく だ ひとし
奥田 均さん(近畿大学人権問題研究所 教授)

「こうした差別は必ず解決する」という「解決への展望の共有」にまでその理解を高めることの重要性が示唆されています。

(2) 「差別についての考え方」と忌避意識

表の中段、「差別についての考え方」とのクロス集計部分をとりあげます。「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」という考え方に賛成の人の場合、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避ける」とした人が46.5%にも達しています。逆に、こうした考え方に「反対」の人の場合、その割合は16.1%にとどまっています。

差別の原因を被差別者の側に求める考え方(被差別者責任論)が忌避意識を「正当化」させているのでしょうか。忌避意識の強さと被差別者責任論とは深く関わっていることが示されています。部落差別の現実を「社会問題としてとらえる」ことが、忌避意識克服の観点からも求められています。

(3) 「日常生活の経験」と忌避意識

表の下段のクロス集計は「日常生活の経験」と忌避意識の状況を確認しているものです。「同和地区の人はこわい」という話を聞いたことのある人の場合、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避ける」とした人が36.1%あり、聞いたことのない人の15.4%と比べて、2倍以上の高い割合を示しています。

他方、「知り合いに差別解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人」がいる人の場合、「いずれにあってもこだわらない」人が37.2%とあり、周囲に熱心な人のいない場合の18.8%を大きく上回っています。

日常生活にまで届くきめ細かい啓発活動のあり方を工夫して、差別的なうわさが入り込まない状況を作り上げるとともに、網の目のごとくに啓発リーダーを育成していくことが忌避意識の克服に有効であることが示されています。

「同和地区に転居したり、同和地区の人と結婚すれば、自分たちも同和地区出身者と見なされてしまうのではないだろうか。そんなことになれば、自分たちにも部落差別が降りかかってくる。」そんな思いが、同和地区や同和地区出身者への忌避意識(避ける意識)となって、今日の部落差別を支えています。

ここでは、こうした忌避意識をはかるモノサシとして、不動産の購入における「同和地区や同じ小学校区にある物件を避けること」への質問結果を取り上げ、その克服に有効な取り組みへのヒントを他の質問とのクロス集計の結果から考えてみたいと思います。クロス集計する質問は、「差別の現状認識と展望」「差別についての考え方」「日常生活の経験」です。

(1) 「差別の現状認識と展望」と忌避意識

表は、クロス集計結果の一覧です。まずは、「差別の現状認識と展望」の欄をみてみることにします。

一つ目は、部落差別の現状認識とのクロス集計です。「同和地区の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか」との質問において、「しばしば反対される」と差別の現実を厳しく認識している人の場合、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避ける」とした人は44.7%にのぼっています。差別の現実を深刻に受け止めている人ほど、忌避意識が強い様子が見えられます。

二つ目は、部落差別解消への展望とのクロス集計です。「結婚差別を近い将来なくすことができると思いますか」との質問で、「完全になくすことができる」と回答した人の場合、41.7%の人が不動産購入において「こだわらない」と回答しています。差別撤廃への展望を持っていることが忌避意識の克服に影響を与えていることがわかります。

差別の現実認識は取り組みのスタートラインを形成する、欠けてはならないテーマです。しかし、そこにとどまるのではなく、

■表 忌避意識に関わっているもの

		回答者数	同和地区や同じ小学校区にある物件は避ける	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けない	いずれにあってもこだわらない	わからない	
全体		3538(100%)	28.2%	16.8%	21.6%	33.4%	
差別の現状認識と展望	同和地区の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか	しばしば反対される	828(100%)	44.7%	20.8%	15.3%	19.2%
		たまに反対される	1098(100%)	28.7%	22.3%	21.9%	27.0%
		反対されることはない	188(100%)	13.8%	11.2%	48.4%	26.6%
差別の現状認識と展望	結婚差別を近い将来なくすことができると思いますか	完全になくすことができる	139(100%)	17.3%	15.8%	41.7%	25.2%
		かなりなくすことができる	1156(100%)	27.2%	23.6%	22.3%	26.8%
		なくすことは難しい	709(100%)	51.9%	18.5%	10.3%	19.3%
差別についての考え方	「差別の原因には、差別される人の側に問題があることが多い」という考えについてあなたの意見は?	賛成	462(100%)	46.5%	16.9%	14.9%	21.6%
		どちらかといえば賛成	1028(100%)	33.5%	19.9%	19.2%	27.4%
		どちらかといえば反対	486(100%)	23.3%	19.8%	27.2%	29.8%
日常生活の経験	「同和地区の人はこわい」という話を聞いたことがありますか	ある	2177(100%)	36.1%	19.8%	17.8%	26.3%
		ない	1280(100%)	15.4%	12.0%	27.6%	45.0%
	あなたの知り合いに差別解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人はいますか	いる	476(100%)	21.6%	18.7%	37.2%	22.5%
	いない	2785(100%)	29.8%	16.7%	18.8%	34.7%	

(注) 回答結果における「無回答・不明」は除いています。

■ 日本最初の国際的な子どもの本の資料・情報・研究センターです！ — 大阪府立国際児童文学館（吹田市千里万博公園） —

大阪府立国際児童文学館は、子どもの本とそれに関する資料を収集・整理・保存・公開するとともに、児童文学・文化の発展をめざしてさまざまな活動を行い、子どもの読書活動を支援するための取り組みにも力を注いでいます。1階のこども室では、常時約2万冊を開架しており、自由に読んだり、借りることができます。2階の閲覧室では、貴重な本を手にとりて見ることができます。子ども向けや、大人向けのイベントも随時開催していますので、どなたでも、ぜひ、お気軽にご来館ください。

【館の基本方針】

『子どもの本の資料センター』

明治時代から現在にいたるまでの、わが国で出版された子どもの本、マンガ、理論書など子どもの本に関わる資料を広く集め、海外の本も収集します。（所蔵資料約69万点）これらの資料は、閲覧していただくと同時に、大切に永く保存していきます。

『子どもの本の情報センター』

ホームページなどを通して、当館の所蔵資料検索、イベント情報、ニュースなど、子どもの本に関わる様々な情報を発信しています。

- ホームページ：<http://www.iiclo.or.jp>
- 子どもが自ら興味・関心に応じた本さがしをすることができる検索システム「本の海大冒険」
- 子どもの本のデジタルミュージアム「子どもの本いま・むかし」
- 日本の古典的児童文学作品紹介サイト「日本の子どもの本百選」

『子どもの本の研究センター』

子どもの本のキーワード研究、児童文学作品研究、絵本研究などを幅広い分野の人々と連携しながら行っています。

- 「紀要」の発行、「日本児童文学大辞典」の刊行など

そのほか、子どもの本の世界を広げる事業を行っています。

- 国内外の児童文学・文化・読書活動に関する講座・講演会・シンポジウムの開催
- 「フランダースの犬展」「マザーグース展」などのテーマで小展示を常時開催
- 「ニッサン童話と絵本のグランプリ」「国際グリム賞」を主催
- 「アジアの絵本貸出セット」「展示用貸出パック」の特別貸出



【館の概要】

◆1階 こども室

自由に本を楽しむ空間です。子どもから大人までご利用いただけます。

- 登録カードを作ればどなたでも借りていただけます。（10冊まで2週間）
- おはなし会、ワークショップなどさまざまな行事を開催しています。
- 学校、幼稚園、保育所等での校外学習、遠足にもご利用いただけます。（専用プログラムをご用意しています。）

◆2階 閲覧室

当館所蔵の貴重な資料をご覧いただけます。中学生以上の方にご利用いただけます。

- 資料のコピー（有料）ができます。郵便、FAX、インターネット（メールも可）、電話でも受付けています。（別途送料等が必要）
- 子どもの本に関する様々な問い合わせを受付けています。（専用電話06-6876-7479）

◆入館無料

◆開館時間 午前9時30分～午後5時

◆休館日 水曜日（祝日の場合は翌日）
月末日（水曜日の場合は前日）
年末年始（12月28日から1月4日）
特別整理期間（年間およそ15日間）

◆交通 大阪モノレール「公園東口」駅下車
徒歩約10分

◆問い合わせ先 財団法人大阪国際児童文学館
〒565-0826
吹田市千里万博公園10-6
電話 06-6876-8800
FAX 06-6876-8686
e-mail:info@iiclo.or.jp

※有料の講堂等貸室もあります。

「人権」についての冊子を希望者に送付します。

「みんなちがって、みんないい」という考え方は、人権の根本となる大切な考え方です。

そんな「人権」のことを考えるための冊子「みんなちがって、みんないい」（ゆまにてvol.20）を希望者に郵送します。

冊子の内容 一人ひとりに違い＝個性があり、かけがえのない存在として大切なこと（例えば、多様性、自尊感情、自己表現…など）や、いろいろな人権問題のこと（例えば、同和問題、女性の人権、障害者の人権、高齢者の人権…など）をわかりやすく解説しています。A4サイズ、30ページ

申し込み方法 希望冊数分の切手を同封し、郵便番号、住所、氏名を記入して申し込んでください。（1冊の場合180円、2冊の場合210円、3～4冊の場合340円、5～9冊の場合450円）

申込み 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府人権室 人権教育・啓発グループ

問合せ TEL06-6941-0351（内線2309） FAX06-6944-6616



お知らせ

「ヒューマンライツ・おおさかメッセージ」 第25回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式

- 日時** 2007年2月17日(土) 14:00~16:00
- 会場** ワッハ上方(大阪府立上方演芸資料館)ワッハホール
[大阪市中央区難波千日前12-7 (YES・NAMBAビル)5階]
- 対象** どなたでもご参加いただけます
- 内容** オープニング・入選作品表彰式・入選作品の朗読とトークなど
- 主催** 大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪(人権啓発推進大阪協議会)・財団法人大阪府人権協会
- 後援** 大阪法務局・大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪公共図書館協会・大阪府PTA協議会・財団法人大阪国際児童文学館
- 問合せ** 財団法人大阪府人権協会人権啓発部
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985

2006年度プレ国際人権大学院大学講座 『人権の本質とその具体的展開(後期)』

- 日時** 2007年2月6日(火)、17日(土)、24日(土)、3月3日(土)、13日(火)の全5回
- 時間** 18:30~20:30(但し、2月17日、24日、3月3日は14:00~17:00)
- 会場** 大阪府立女性総合センター他(フィールドワークあり)
- 内容** 人権の本質について考えるとともに、まちづくり・環境・文化などの中で人権をどのように捉えるのか、その具体的方法を探ります。
- 講師** 炭谷 茂(環境省顧問、前環境事務次官)
- 受講料** 5,000円
- 定員** 30人程度
- 締め切り** 2007年1月31日(水)必着
- 申込み** 氏名・住所・電話番号・FAX番号・受講動機を明記の上、〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1-1500 オーク1番街15階 国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議事務局あてにはがき又はE-mailにてお申し込みください。
E-mail info@ihri.jp
- 問い合わせ** FAX番号 06-6202-7076
E-mail info@ihri.jp

子どもとおとなのための地域共育事業

講演会「子どもと街を犯罪からどう守るかー犯罪機会論と地域安全マップー」
日時 / 1月13日(土)午前10時~12時 **内容** / 講師:小宮 信夫さん(立正大学文学部社会科学学教授) **場所** / 大阪市立日之出入権文化センター **定員** / 150名(先着順)
入場料 / 無料 **問合せ** / 大阪市新大阪人権協会 TEL:06-6322-6985
 FAX:06-6329-1299

李 政美トーク&コンサート~ありのままの私~

日時 / 1月27日(土)午後2時~ **内容** / 出演者:李 政美(イ・チョンミ)さん、矢野 敏広さん
定員 / 500名(応募多数の場合は抽選) **入場** / 無料 **その他** / 手話通訳あり

講演会「日本から祖国を見つめる」~ありのままの私~

日時 / 1月26日(金)午後7時~ **内容** / 講師:宮本 稚子(みやもと のりこ)さん
定員 / 80名(応募多数の場合は抽選) **入場料** / 無料
場所 (上記2事業とも) / 矢野人権文化センター
問合せ (上記2事業とも) / 大阪市立矢野人権文化センター TEL:06-6697-3311
 FAX:06-6697-2720

「Love & Peace」上田正樹ハートフルコンサート

日時 / 2月17日(土)午後2時開演(午後1時30分開場) **内容** / 出演:上田 正樹さん
場所 / クレオ大阪中央 **定員** / 800名 **入場料** / 無料
問合せ / 天王寺区役所 区民企画室 市民活動推進担当 TEL:06-6774-9743

なんか変やで、男女の役割 ~当たり前?なんでやのん?これからどうする?~

日時 / 2月17日、24日、3月3日(各土曜日) 午後2時~4時 全3回(*1回のみの参加も可)
内容 / 講師:源 淳子(みなもと じゅんこ)さん(女性学研究者)
定員 / 20名(先着申込順)(締切り2月10日)
その他 / 一時保育(6ヶ月以上~就学前)あり(締切り2月5日)

両国チャチャチャ 河野 義行さんが語る「報道の罪と罰」

日時 / 3月10日(土)午後2時~3時30分 **内容** / 講師:河野 義行(こうの よしゆき)さん
定員 / 60名(先着申込順)(締切り3月3日) **その他** / 一時保育(6ヶ月以上~就学前)あり(締切り2月28日)、手話通訳あり(締切り2月24日)

自主サークル育成事業 「不思議な花くらぶ 押し花教室」

日時 / 1月27日(土)、29日(月)、2月1日(木)、3日(土) 午後2時~4時 全4回(*1回のみの参加も可)
内容 / 講師:西井 光子(にしい みつこ)さん **定員** / 20名(先着申込順)(締切り1月20日)

自主サークル育成事業 揚名時「健康太極拳」~加齢と共に、華麗に元気に~

日時 / 2月6日、13日、20日(各火曜日) 午後2時~3時30分 全3回
内容 / 講師:河野 継子(こうの けいこ)さん(日本健康太極拳協会 指導員)
定員 / 20名(先着申込順)(締切り2月1日)
場所 (上記4事業とも) / 大阪市立両国人権文化センター
応募方法・**問合せ** (上記4事業とも) / 来館、電話、ファックス、ハガキで大阪市立両国人権文化センターへ
 TEL:06-6955-3871 FAX:06-6955-7428

ヒューマンプラザinいけだ ~心が癒される朗読とふれあいコンサート~

日時 / 2月19日(月)午後1時30分~3時40分 **内容** / 朗読:常田 富士男さん
 歌:アカベラグループPYLON 演奏:音登夢 **場所** / 池田市民文化会館大ホール
入場料 / 無料 **その他** / 一時保育(1歳半~就学前、先着30名)、手話通訳あり
問合せ / 池田市子育て・人権部人権推進課
 TEL:072-754-6232 FAX:072-752-9785

人権を考える市民のつどい「常田 富士男のあったか話」

日時 / 2月22日(木)午後6時30分開演 **内容** / 講師:常田 富士男さん
場所 / 茨木市クリエイティブセンターホール **入場料** / 無料
問合せ / 茨木市人権センター TEL:072-622-6613 FAX:072-622-6868

第3回人権教育セミナー「子どもが育つみちすじー精神科医の視点から」

日時 / 3月7日(水)午前10時~12時 **内容** / 講師:服部 祥子さん(大阪人間科学大学健康心理学教授) **場所** / 堺市総合福祉会館 6階ホール **定員** / 400人
入場料 / 無料 **その他** / 手話通訳あり
問合せ / 堺市市民人権局 人権部指導課 TEL:072-228-7159 FAX:072-228-8070

政令指定都市移行記念 第11回さかい男女共同参画週間(1/20~27)

オープニング記念講演「一人ひとりが輝こう...私の個性もあなたの個性も」

日時 / 1月20日(土)午後2時~4時 **内容** / 講師:住田 裕子さん(弁護士)
場所 / サンスクエア堺 B棟ホール **入場料** / 無料
その他 / 手話通訳、一時保育あり(1月12日までに要予約)

ワークショップ1

日時 / 1月21日(日)午後2時~4時 **内容** / 「妻は待っている...?夫の定年!」
 助言者:三宅 恵子さん(社会保険労務士)

ワークショップ2

日時 / 1月27日(土)午前10時~12時 **内容** / 「心に聴く♪効く♪ハッピーセラピー」
 ファシリテーター: more Pure(モア ピュア)(堺市男女共同参画市民懇話会委員)

ワークショップ3

日時 / 1月27日(土)午後1時30分~4時30分 **内容** / 「私らしく、あなたらしく...って」
 ファシリテーター:河原 和美さん(京都ハートネットワーク代表)
場所 / ワークショップ1・2: サンスクエア堺A棟2F研修室2 ワークショップ3: 同研修室1
その他 / 一時保育あり(1月12日までに要予約)
問合せ (上記4事業とも) / 堺市男女共同参画推進課
 TEL:072-228-7408 FAX:072-228-8070

「第8回泉佐野市人権研究集会」

日時 / 3月4日(日)午後1時~4時40分 **内容** / 全体会(ゴスペル音楽で人権を学ぼう)及び6分科会 **場所** / 泉の森ホール他 **入場料** / 無料
その他 / 一時保育あり(事前申込が必要)、手話通訳あり
問合せ / 泉佐野市人権推進課 TEL:072-463-1212 FAX:072-464-9314

大阪府

池田市

茨木市

堺市

泉佐野市

大阪市西区

第15回

大塩平八郎終焉の地碑

しゅう えん



大阪市の天満にある造幣局宿舎に面した道路の片隅に、「洗心洞跡」の碑がある（北区天満1）。ここには、江戸時代に「大塩平八郎の乱」を起こした大塩平八郎の自宅、私塾「洗心洞」があった。

江戸時代の後期、天宝の大飢饉により大坂の米不足は深刻であった。大坂東町奉行所の与力で、陽明学者でもある大塩は、奉行所に民衆の救援を直訴したが拒否された。米の買占めを図っている豪商や、その米を利用して政略を企む役人に怒りを積もらせていた。1837（天保8）年2月19日、大塩は、大坂の民を救い、政治の腐敗をただそうと門下生や農民たちに檄文（げきぶん）を回し、「救民」の旗をかかげて、この「洗心洞」を焼き払って決起した。

大塩の勢は、大川にある難波橋を渡って南へ進み、北船場で鴻池屋などの豪商を襲って蔵を開け、そして東町奉行所へと進んだ。貧しい農民や町人、被差別民衆など、身分をこえた民衆は総勢300人ほどに膨れ上がったが、半日で鎮圧された。この乱で大坂の町の5分の1が消失したが、役人や豪商に不満を持つ民衆に大きな支持を得たという。今、大阪府合同庁舎1号館の前には、「東町奉行所跡」の碑がある（中央区大手前1）。

「天より下されそうろう 村々小前（こまえ）の者にいたるまでへ」と書きされた檄文には、「自分勝手な政治を行い、民衆を苦しめている役人をただす。贅沢な暮らしをしている豪商をただし、金銀や米を困窮している民衆に分け与える」ことが記されていたという。この檄文はひそかに書き写されて、全国に伝えられ、各地の乱に影響を与えた。

この檄文は、「小前」という下層の農民たちまでになっているが、大塩は被差別民衆にまで参加を呼びかけたという。この檄文が、幕府に押さえつけられ、しぼり取られた民衆の、その圧政をはね返す力を呼びさしたのではないだろうか。この奥底にある大坂民衆の力は、幕末の新しい時代の訪れを告げるものであったのだろう。

40日あまり潜伏した大塩平八郎と格之助親子は、3月27日、靱油掛町的美吉屋五郎兵衛宅で幕吏に包囲され、自ら命を絶った。ここには、大塩平八郎研究会による「大塩平八郎終焉（しゅうえん）の地」の碑がある（西区靱本町1丁目）。



友達と一緒に

守口市小学五年生(当時)

姫城真子

組み立て体操の時だって立てなかったけど友達に

「がんばれ！」

って言ってもらえてがんばれた。

そんな時は、すごくうれしい。

友達がいるから、毎日が楽しい。

こけて、すごくいたい時も

「だいじょうぶ？」

ってやさしく言ってもらえたら、

だいじょうぶになる。

人にやさしくしてもらえたら

自分もやさしくなってくる。

あたりまえみたいだけど

すごく幸せなこと。

そんなことも、友達が気付かせてくれた。

2005年度人権啓発詩・読書感想文募集事業

(大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪) (財)大阪府人権協会への入選作品より

編集後記

■人が集まれば、そこには必ず権力関係が生じる。自分や家族など周りの集団だけはその構造とは関係ない、ということはあるえない。そのことをまず自覚し、自分がどこまで他者との関係で「対等」であることに敏感になれるか。問い直していく必要を感じた。(M)

■DVというと、どうしても手を出してしまうことを思いがちだが、例えば、薬が必要な人に薬を与えないことにより、病気の症状を悪化させることもDVIになることを改めて知った。児童虐待にもネグレクトがあるように、手を出すことだけがDVや虐待ではないことを知ってもらいたい。(T)

2006(平成18)年12月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は48円です。

発行／大阪府政策企画部人権室

編集／財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。